

調書1 補助金等調査表（チェックシート）

所属 保育幼稚園課

（1）補助金の内容

名 称	公私連携型保育所大規模修繕等補助金		
交 付 開 始 年 度	令和4年度	終了予定年度	
交 付 先	ふたば保育園、入船北保育園、ベネッセ海園の街保育園、弁天保育園、浦安駅前保育園		
交 付 の 目 的 ・ 必 要 性	公私連携型保育所の保育所等施設整備事業を促進することにより児童福祉の増進に資する。		
対 象 事 業 の 内 容	公私連携型保育所運営事業者が整備する事業のうち大規模修繕等に係るもの。		
形 態	☒ 事業補助 ☐ 運営補助 ☐ 混合補助 ⇒ 割合が大きいのは ☐ 事業補助 ☐ 運営補助		
直 近 の 見 直 し 状 況	見直した時期		
	内 容		
交 付 申 請	受領書類	■ 事業計画書 ■ 収支予算書 ■ その他（契約書写し）	
	確認内容	事業計画書、収支予算書及び契約書にて対象事業内容を確認する。	
実 績 報 告	受領書類	■ 事業報告書 ■ 収支決算書 ■ その他（請求書・領収書写し）	
	確認内容	事業報告書、収支決算書、領収書及び施工写真にて、事業内容及び事業費を確認する。	

補助金等調査表（チェックシート）

（２）補助金見直しの基本視点に基づく評価

（※具体的な根拠指標には、設問に対する評価根拠となる、成果等を示す数値的な指標を記載すること）

公益性	補助事業が、客観的に見て、より広く市民等に利益をもたらす、または還元されている。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		広く社会に利益をもたらす	こどもを安心して育てることができる体制の整備を促進することができ、子育て世代の支援に寄与している。
公益性	補助事業の目的が、時代や社会情勢に合っている。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		ほとんど合っている	施設の経年劣化等による不慮の事故を未然に防ぐこととなり、こどもを安心して預けることができ、子育て世代の支援に寄与している。
必要性	補助金を交付する形で、市が関与する妥当性がある。	評価	「ある」→妥当性について記入。 「ない」→妥当性がないにも関わらず補助する理由を記入。
		ある	事業者にとって、認可保育所整備は施設基準が厳しいこともあり、多額の資金が必要となる。補助金を交付することにより、事業を継続維持するための一助となり、待機児童解消の維持及び多様な教育・保育の提供を図ることができる。
	補助金がない場合、団体等は自主財源で事業を行うことができない。	評価	「できる」→自主財源で事業実施可能にも関わらず補助する理由を記入。 「できない」→補助金がないければ事業を実施できない理由・具体的な根拠を記入
		できない	事業者にとって、認可保育所整備は施設基準が厳しいこともあり、多額の資金が必要となる。補助金を交付することにより、事業を継続維持するための一助となり、待機児童解消の維持及び多様な教育・保育の提供を図ることができる。
	市民ニーズが高いものである。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		やや高い	経年劣化等の修繕は、保護者や周辺住民の安全安心に寄与している。
	市民ニーズに即している。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		やや即している	施設整備により、保育環境の質向上の一助となっている
	補助金の意義について、的確に説明できる。	評価	「できる」→誰に対しどのような効果があるか等について記入。 「できない」→説明できない理由について記入。
		できる	補助金を交付することにより、事業を継続維持するための一助となり、結果、待機児童解消の維持及び多様な教育・保育の提供を図ることができ、子育て世代の支援に寄与している。
	補助期限（終期）を設定している。	評価	「設定済」→設定年度とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。
		設定済	対象事業を実施する年度。
	補助金申請に係る積算根拠が明確である。	評価	「はい」→積算根拠を何で確認しているかを記入。 「いいえ」→積算根拠が不明確である理由と今後の見通しを記入。
		はい	工事契約書の提出を求めることにより、対象経費であるか確認し、積算根拠としている。

補助金等調査表（チェックシート）

施策との整合性	当該補助金は、市の政策目的や施策と整合している。	評価	「している」→どのような点で整合しているのか記入。 「していない」→整合していないにも関わらず補助する理由を記入。
		している	待機児童解消の維持及び多様な教育・保育の提供を図る。
	補助事業が本市の特性を生かした取り組みである。	評価	「はい」→どのような点で特性を生かしているのか記入。
		いいえ	
公平性	事業を実施できる団体が他にない。（複数存在する場合、当該補助金はその事業者だけに交付される合理的な理由がある。）	評価	「はい」を選んだ理由
		はい	本市と公私連携型保育所に係る協定を締結した事業者に限られる。
			「いいえ」の場合、補助金はその事業者だけに交付される合理的理由を記入。
	補助対象経費に対して、補助事業者等にも応分の負担を求めるべき事業には、一定の適切な補助率や限度額が設定されている。	評価	「設定済」→補助率とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。
		未設定	今後見直しを行い検討していく。
効率性	補助目的に見合った成果や、施策実現に向けた効果がある。	効果の測定方法・具体的な根拠指標	
		待機児童が出やすい0～2歳児の入園率	
		評価	評価理由
		十分効果をあげている	整備した認可保育所は、待機児童が出やすい0～2歳児についてほぼ満定員で推移し、待機児童解消など子育て世代の支援に寄与している。
	手法として、委託等の手法よりも、補助金を交付することがより合理的である。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		はい	施設整備に対する補助であり、補助金交付が合理的である。
補助対象経費の明確化	補助金対象内外経費が明らかになっているか。	評価	「はい」→何で確認をしているか記入。 「いいえ」→明確にしていない理由を記入。
		はい	国の補助金要綱に従っている。
	補助対象外経費を補助対象としていない。（対象としている場合は、明確な根拠を持っている。）	評価	「対象としている」の場合、費目及びその根拠規定と対象となる考え方を記入。（※費目とは、飲食費や慶弔費など）
		対象としていない	

補助金等調査表（チェックシート）

※以下の項目は、団体補助金のみ記述。

団体補助金	団体の設置および活動目的が、補助事業からみて整合しているか。また、団体としての活動実態があるか。	評価	評価の理由
		はい	認可保育所を運営できる事業者であることを、財務状況など認可申請書類の中で確認している。
	補助事業の内容と成果について、交付団体においても対外的に情報公開を実施しているか。	評価	「はい」→情報公開の手法等について具体的に記入。 「いいえ」→実施できない理由と今後の見通しを記入。
		はい	社会福祉法人については、法令にもとづき決算状況をインターネット等で公開している。 第三者評価を受診した保育所等についても結果を公表している。
	団体内で、補助金の使途や決算などの監査機能が有効に機能していて、透明性等をもって運営されているか。	評価	「はい」→どのような監査手法で実施しているか記入。 「いいえ」→機能していない理由と今後の見通しを記入。
		はい	社会福祉法人・学校法人においては、監事を置くこととなっており、内部でのチェック体制が整えられている。
団体補助金	補助金交付団体の自立性を促すことなどから、運営補助から事業補助へ移行を図っているか。	評価	「運営補助」の場合、事業補助に移行できない理由と今後の見通しを記入。 ※混合補助で実施している場合は、割合が大きい方を選択してください。
		事業補助	
	市職員が補助金交付団体の事務を行っているか。（行っている場合は合理的な理由があるか。）	評価	「行っている」の場合、合理的な理由を記入。
		行っていない	
繰越金	交付団体の補助事業会計において、補助金額以上の繰越金を計上している。 （※複数団体ある場合は、各団体を一覧化したものを別紙にて提出のこと）	評価	具体的な根拠指標
		いいえ	直近決算額における補助金額 円 繰越金額 円 { うち補助事業会計分 円 うち団体独自会計分 円
			繰越金額が生じた具体的な原因について記入。
	上記設問において、「はい」の場合、補助金の減額ないし、休止などの必要な対策を考えている。	評価	「はい」→具体的な対応策について記入。 「いいえ」→対応できない理由について記入。

補助金等調査表（チェックシート）

（３） 国県要綱・近隣市補助金との比較を通じた評価

近隣市では、就学前教育・保育施設整備交付金（国1/2、市1/4、事業者1/4）を準用して補助金を交付している。浦安市では、令和7年度で公私連携型保育所における大規模修繕が終了する予定であることから、今後、国や他市の動向を注視して、補助内容について検討を行う。

（４） 補助金の課題

国の補助金が廃止または減額されるリスクが課題である。

（５） 所属長の総合評価

当該補助金による改修工事については、公私連携移行における事業者との約束となっていることから、継続していく。

（６） 補助金の今後の方向性

☐ 現行のまま継続
☒ 見直しをしたうえで継続
☐ 廃止
☐ その他

その他の内容

現行 継続の 理由	
-----------------	--

見直しの時期	令和8年度
見直しの 内容	補助対象経費及び補助金額の明確化 令和8年度以降の継続性

廃止の時期	
廃止の理 由	